

住宅サポートローンワイド (一般社団法人しんきん保証基金保証付)

(2023年12月1日)

商 品 名	住宅サポートローンワイド(一般社団法人しんきん保証基金保証付)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込日時点またはご融資実行日時点において当金庫の住宅ローン(有担保)を契約中で、申込年齢が満20歳以上かつ最終返済時年齢が満80歳以下の方。 ※ 住宅ローンが延滞中の場合は対象外となります。 ・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証承諾を得ている方。 ・ 富山県内に居住または勤務されている方。 ・ 日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方。 ・ 当金庫に普通預金口座(返済用口座)をお持ちの方。 ・ 当金庫にて本人確認(犯罪収益移転防止法上の取引時確認)をお済の方。 ※ 当金庫にお届けいただいている「氏名」「住所」「電話番号」等に変更がある方は変更手続きが必要となります。
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当する資金 ① 申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が必要とする資金。 ※ 申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 ② 申込人が金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※ 当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該カードローンを解約する場合に限り可。 ※ 以下に関する資金は対象となりません。 ・ 個人売買による購入資金 ・ 支払先が、申込人またはその配偶者、親(配偶者の親を含む)、子が営む法人・自営業 ・ 株式取得資金(自社株の取得、設立・増資に伴う払込資金も含みます。) ・ 投機的な性格の資金(ギャンブル等に用いられる資金、相場の変動を利用して利益を得ることを目的とした取引(暗号資産の購入等)も含みます。) ・ 税金支払資金(例外として当金庫を窓口として納付される相続税・贈与税は対象となります。) ・ 転貸資金(申込人から第三者への転貸資金) ・ 当該住宅ローンの不足資金(住宅ローン資金用途の対象だが担保不足等により住宅ローンに含まれなかった資金など) ※ 住宅取得にかかる自己資金に充てるものも含まれます。
支 払 方 法	<p>購入先等に振込</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 保証金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは振込しなくても可。 ※ 支払済資金は除きます。
ご 融 資 限 度 額	500万円以内
ご 利 用 期 間	3ヶ月以上20年以内
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元金均等・元利均等割賦返済(元金返済据置期間は6ヶ月以内) ・ ご融資金額の50%を上限とし、半年毎の増額返済の併用もできます。 ※ 据置を希望される方は、別途、当金庫までお申し付けください。
ご提出していただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ① ご本人確認資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証(表裏) ・ パスポート(顔写真ページ、所持人記入欄、外務大臣印のあるページ) ・ 個人番号カード(表のみ) ・ 運転経歴証明書(表裏) ・ 健康保険証(表裏) ② 資金用途確認資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書、注文書、請求書等。 ・ 支払済資金の場合は、領収書、通帳等 ③ 年収をご確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ※ ただし、借入金額が100万円以下の場合は不要。 ・ 公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか(支払調書は不可) ・ 勤続年数2年未満の給与所得者に限り、給与明細書でも可。 ・ 産前産後休業中または育児休業中の場合、休業前年の公的所得証明書または源泉徴収票、公共職業安定所(ハローワーク)から交付される育児休業給付受給資格確認通知書または育児休業給付金支給決定通知書のいずれか。 ※ その他、当金庫または保証会社が必要に応じ確認が必要と認めるものがあればご提出いただけます。
保 証 会 社 保 証 料 ・ 保 証 人	<p>保証会社 … 一般社団法人しんきん保証基金</p> <p>保証料 … 毎月のご返済金に含まれます。</p> <p>保証人 … 原則不要です。</p>
担 保	原則不要です。
ご融資利率	変動金利 年2.00%(保証料含む)

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:0120-964-522)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会紛争解決センター(電話:076-221-0242)、福井弁護士会紛争解決センター(電話:0776-23-5255)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記「ご意見・ご要望受付窓口」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済の試算、ご用意いただく書類、その他の条件につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。 ・繰上償還等の手数料については、別紙「融資に関する手数料一覧」をご覧ください。